



2025年2月28日

各 位

会社名 株式会社 フ コ ク
代表者 代表取締役社長 大城 郁男
コード番号 5185・東証プライム
問合せ先 取締役執行役員管理本部長
江村 昌広
(TEL 048-615-4400)

当社海外子会社で発生した不正行為に係る再発防止策の策定
及び処分等に関するお知らせ

当社は、2025年2月14日付「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」に記載のとおり、当社連結子会社である上海フコク有限公司(以下「上海フコク」といいます)の従業員が、私的な用途のため不正な出金をした件(以下、「本件不正」といいます)について、特別調査委員会の調査結果を真摯に受け止め、当社及び当社グループにおける内部統制の強化に取り組むため、代表取締役社長を委員長とする内部統制強化委員会を設置し、再発防止策の提言に沿って具体的な再発防止策を検討してまいりました。

当社は、本日開催の取締役会において、本件不正に関する再発防止策及び関係者の処分等を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本件不正の原因分析

特別調査委員会の調査結果によれば、本件不正は、上海フコクにおいて経理・出納業務を掌握していた従業員が単独で実施したものであり、当該従業員以外に関与が想定された役職員の本件不正への関与はないものと認定されています。また、他のグループ会社における本件不正と類似の着服行為は検出されず、その他の不正行為も検出されておられません。

他方で、特別調査委員会からは、本件不正の発生を阻止できず、またこれを早期に発見できなかった原因として、以下の点が指摘されています。なお、各原因の詳細につきましては、特別調査委員会の調査報告書をご参照ください。

(1) 上海フコク内の管理体制

- ① 経理プロセスにおける内部統制の機能不全
- ② 出納・記帳事務を長期間にわたり同一人物に任せ、かつ、原価計算業務も兼務させていた状況
- ③ 財務部マネージャー及び副総経理の長期固定化
- ④ 出納事務担当者の不正リスクに対する認識の希薄さ
- ⑤ 中国会社法制上のガバナンス体制の形骸化

(2) 当社の上海フコクに対する管理体制

- ① 財務部及び経営戦略室による管理
- ② 内部監査室による内部監査
- ③ 子会社管理におけるリスク評価上の問題
- ④ 組織風土の問題
- ⑤ 上海フコク副総経理を長期固定化させた人事

2. 再発防止策の概要

特別調査委員会から指摘された各原因を受け、当社が策定した再発防止策の概要は、以下のとおりであります。

(1) 上海フコクの管理体制の立て直し

- ① 経理プロセスにおける内部統制の確立
 - i 上海フコクにおいて、小口現金及び小切手を廃止します。
 - ii 印鑑の管理及び使用に関する業務プロセスを明確化し、支払い時に使用する印鑑の管理責任者は上海フコクの総経理とし、総経理が責任をもって印鑑使用時の目的・伝票・証憑等のチェックを行った上で、印鑑を使用するプロセスを徹底します。
 - iii 経費等支払及び記帳における、起票組織の起票者及び起票確認者の分離、経理部門の支払い時におけるダブルチェック、支払い承認者及び支払実行者（出納担当者）の分離を徹底します。
 - iv 上記の牽制及び業務分担について、規程等に明文化し上海フコク社内で周知徹底します。
 - v 総経理は、上海フコクにおける日常の業務プロセス全般について、モニタリングを行います。
- ② 人事面でのリスクマネジメント
 - i 出納事務及び原価計算業務の兼任は解消し、今後兼務することを禁止します。
 - ii 牽制・ダブルチェックの有効性を担保するため、支払実行者（出納担当）、支払業務ダブルチェック者、支払業務承認者の当事者が長期間に渡り同一人物間で実施されることのないよう、当面の間3年以内に担当業務を変更もしくはローテーションを実施します。
- ③ 不正リスク・内部統制の重要性についての教育及び研修の実施

2025年2月、当社は現地において上海フコクの管理者全員に対し、不正リスク・内部統制の重要性について教育・注意喚起を実施しました。今後は、当社が作成する、適切な内部統制上のコントロールを、経理プロセスに組み込むための標準的な方法論等を示したガイドラインやマニュアル（3. (2) ④）に基づき、上海フコクの管理者全員に対し、内部統制における不正リスクを正しく認識させる研修を定期的実施します。
- ④ 中国会社法上のガバナンス体制の強化
 - i 上海フコクの業務執行状況を管理・監督する機関として、董事会を強化します。

- ii 董事会には、当社より董事、監事を出席させており、総経理も参加しております。総経理を上海フコクの再発防止実施責任者とし、総経理は今後1年の間、牽制及び業務分担の実行を含む再発防止の実施状況に関して、董事会に対し毎月報告することとします。
- iii 当社派遣の董事、監事は、再発防止の実施状況をモニタリングし、当社経営陣に対して四半期毎に報告します。当社経営陣は実施状況を評価し、2年目以降の開催及び報告頻度を判断します。

3. 当社の上海フコクに対する管理体制の改善・強化

(1) 上海フコクにおける再発防止策の策定及び実施の支援・モニタリング

当社は上海フコクと連携して、上記2.の上海フコクにおける再発防止策を策定いたしました。今後1年間を目途として、上海フコクに再発防止策を周知させることとし、当社（内部監査室、財務部その他の管理部門）は四半期毎に現地において再発防止の実施状況を確認し、必要に応じて実行を支援してまいります。

(2) グループ全体のガバナンス体制の改善・強化

グループ全体のガバナンス体制の改善・強化を実行するため、内部監査室の機能を強化し、以下の施策に取り組んでまいります。

① 子会社ごとの細やかなリスク評価

内部監査室により、経理プロセスに関わる不正リスクに焦点を当てた内部統制に係る質問票を各拠点に送付、回答を収集し確認いたします。

この確認結果、及び各子会社の事業内容、規模、職務分配の状況、人事ローテーションの状況等の事情を勘案し、子会社の内部統制におけるリスク評価を実施し更新してまいります。

② 内部統制状況の現地検証による牽制

①の各子会社のリスク評価を踏まえ、優先順位を付けて内部監査室（及び、必要に応じて財務部その他管理部門との共同）或いは監査等委員により、業務プロセス等の分析・深掘りをしたうえで、必要に応じて現地検証を実施してまいります。まずは、上海フコクから開始する予定です。

③ 財務部及び経営戦略室が行う財務資料分析の深化・高度化

財務部及び経営戦略室が実施している各子会社の決算に係る増減分析及び予実分析において、異常値発見の確度を向上させるべく、AI等を含む分析ツール等を活用した実施方法を検討いたします。

④ 内部統制の確立のための関係部署による支援

内部統制強化委員会により、適切な内部統制上のコントロールを経理プロセスに組み込むための標準的な方法論等を示したガイドラインやマニュアルを整備、管理・更新を実施し各子会社に周知徹底いたします。

⑤ 子会社人事へのリスク評価の反映

各子会社のリスク評価、或いは②の内部監査室等による実地検証の結果を勘案し、懸念が認められる子会社に対して、内部統制業務についての知見を持つ人員を当社より派遣いたします。また、当該人員の長期固定化を避けるため、一定期間内（3年間乃至最長5年間）でのローテーションを実施いたします。

⑥ 当社から海外拠点に派遣するマネジメント人材に対する研修・教育の充実

当社から海外拠点に派遣するマネジメント人材に対して、現在実施している内部監査室によるコンプライアンス意識の醸成を目的とした海外赴任前研修、及び経営戦略室・財務部による財務知識の教育を目的とした研修をより充実させ、上述のガイドライン・マニュアルを教材に用いて、経理プロセスにおける内部統制の方法論を研修内容に織り込みます。

⑦ 中間的な統括管理組織の活用

上海フコクに関しては、当社から駐在員を派遣することを含めて、総経理及び管理担当副総経理が当社子会社フコク（上海）貿易有限公司（以下 フコク（上海）貿易という）と兼務する状況を解除し、今後1年間は上述の通り本社からの関与・牽制を強めていきます。中国では、フコク（上海）貿易が上海フコクを含む連結子会社・持分法適用会社を統括する体制となっていますが、今後、中国における各社の経理プロセスを統括する機能を強化し、実効的な管理が可能な体制を整備していきます。他の地域における中間的な統括管理組織については、各地域ごとに統括する拠点の状況が異なるため、地域に応じた統括管理体制を構築いたします。

4. 処分等の内容

本日開催の当社取締役会において、以下のとおり自主的な役員報酬の返上の申し出がありました。

代表取締役社長	月額役員報酬の20% 3か月分
取締役会長	月額役員報酬の10% 3か月分
取締役 (執行役員管理本部長兼人事企画部長)	月額役員報酬の10% 3か月分
取締役 (常勤監査等委員)	月額役員報酬の10% 3か月分

併せて、本件不正に関連し、上海フコク及び当社における管理者及び従業員に対し、会社規程に基づいた厳正な懲戒処分等を行うことといたしました。

なお、本件不正の実行者である上海フコクの従業員については、2024年12月12日に、上海市公安局に対し、業務上横領で告訴する旨の刑事告訴状を提出し、捜査機関による捜査開始の決定を経て、拘留、取り調べ後2025年1月23日に逮捕にいたっております（捜査機関による捜査中）。

また、当該従業員に対しては、現地の労働法規に基づく懲戒解雇としております。

株主様、取引先様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを改めて深くお詫び申し上げます。二度とこのような事態を起こすことがないよう再発防止策を着実に遂行することにより、皆様からの信頼回復に努めてまいります。

以上